

平成 26 年 4 月 11 日

議案の委員会付託について

- 全員協議会で上程予定の議案について執行部からの事前説明はあるが十分な審議はできない。
- 昨年 11 月に議会運営委員会で提言したが審議保留。
- 2 月定例会 2 日目（休憩中）に議長・議運委員長に必要性を申し述べている。
補正予算の本会議審議において議長許可の下、説明員を入場させて説明（答弁）。
- ※執行部（市長、副市長）とは補正予算も委員会付託で審議したほうがよい、との共通認識を得る。

■広島県内 14 市議会の議案等についての委員会付託状況を調べる。

（1）予算および決算について

- 安芸高田・三次の 2 市議会は、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会が設置されており、当初予算・補正予算は委員会付託され分科会審議。
- その他の議会は江田島市議会も含めて当初予算、決算とも特別委員会を設置して各分科会審議。
- 補正予算では広島市議会のように各常任委員会に分割付託形式をとる議会もあれば、呉・福山市議会のように、都度、特別委員会を設置し付託する議会もある。
- 江田島市議会では補正予算案については本会議での質疑・討論・採決。

【私見】安芸高田・三次市議会のように常任委員会を設けることが理想。少なくとも補正予算案についても、特別・常任を問わず委員会付託することで十分に審議すべき。委員会では質問回数の制限がない。税金がどのように使われるかチェックするのが議会の役割。

（2）議案について

HP 上で議事録を見る限り、県内では竹原市議会が江田島市と同じく本会議主義。会議規則（第 37 条、第 38 条）に議案の委員会付託について規定。当初予算・決算以外の議案はすべて付託を省略。ただし、会議に諮っていないので省略の手続きは取っていない。

【私見】すべての議案を付託する必要なし。重要案件（市の財産処分、庁舎、交通船、新規投資的
事業案件のような民意を二分する施策など）について十分な審議をするために委員会付託すべき。

※担当課からより具体的な（細かい）説明を受けることにより議案審議が深まる。

【江田島市議会会議規則】

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第 37 条 会議に付する事件は、第 134 条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

※「付託」は議長の権限。案件が複雑な場合（どの常任委員会に所属するか）、円滑な運営をするため、議会運営委員会または各会派交渉会等で協議。

※「付託」の時期：提案説明後、質疑があれば、質疑終了後に行われる。なければ、提案説明後直ちに付託。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、**討論を用いないで会議に諮って省略することができる。**

→「委員会付託省略」は議会の議決で省略しなければならない。

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(参考) 委員会付託について

	市町	委員会付託	予算	補正予算	決算
1	広島市	○	特別	分割	特別
2	呉市	○	特別	特別	特別
3	竹原市	×	特別		特別
4	三原市	○	特別		特別
5	尾道市	○	特別		特別
6	福山市	○	特別	特別	特別
7	府中市	○	特別		特別
8	三次市	○	常任		
9	庄原市	○	特別		特別
10	大竹市	○	特別		特別
11	東広島市	○	特別		特別
12	廿日市市	○	特別		特別
13	安芸高田市	○	常任		
14	江田島市	×	特別	—	特別